

公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月14日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年四日市市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項及び<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条第5項</u>の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>

改正後	
別表第2（第2条関係） 出先機関	
機関	職
（略）	
あさけプラザ	館長
社会福祉事務所	所長、課長（相当職を含む。）
（略）	
幼稚園	園長
産業基盤整備推進室	室長
（略）	

四日市公害と環境未来館	館長、副館長
(略)	
公共交通推進室	室長
国体推進室	室長
図書館	館長(相当職を含む。)
(略)	

改正前	
別表第2(第2条関係)	
出先機関	
機関	職
(略)	
あさけプラザ	館長
楠総合支所	支所長(相当職を含む。)
社会福祉事務所	所長、課長(相当職を含む。)
(略)	
幼稚園	園長
観光推進室	室長
産業基盤整備推進室	室長
(略)	
四日市公害と環境未来館準備室	室長
(略)	
公共交通推進室	室長
図書館	館長
(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(公平委員会事務局)